

◆ 経済学叢書

財政の構造

林 榮夫 監修

中 桐 宏 文 編集

世 界 書 院

監修者紹介

林 榮 夫 東京都立大学教授

執筆者紹介

中 桐 宏 文 法政大学教授

西 野 萬 里 明治大学教授

長 沼 進 一 大阪市立大学助教授

森 俊 一 東京都立大学助手

財政の構造

〈経済学叢書〉

昭和54年11月26日 初版第1刷発行

監 修 者	林	榮	夫
編 者	中	桐	宏 文
発 行 者	伊	藤	武
印 刷 所	誠	進	社

発行所	株式 会社	世界書院	東京都千代田区神田神保町1の62 振替 東京42777 電話 (294)5221 (代表)
-----	----------	------	--

乱丁・落丁はお取り替えます。

監修の辞

本書は、曾って東京都立大学大学院を中心とする林財政研究室で学んだ人々によって書かれたものである。

私の研究室では、各研究者は、自ら自分の問題を選択し、したがってその問題を解明する手法を自ら模索し、結論をみちびくという方法をとることを慣わしとしてきた。その結果としてマルクス流の財政論をとるものもあれば、近代経済学流の財政論をとるというものもあるという状態である。しかしながらそれぞれの流派の固有の用語によって議論がかみ合わないことのないように留意してきた。現存する財政現象は一つであるにもかかわらず、学派によって自由に選択された問題が他流派から選ばれた同じ問題について、それを解明する方法の違いから異った結論が出てくるようでは困るのである。

本書はこのような基本的な立場にたつ人々によって書かれている。したがってマルクス経済学的タームで語られるものもあれば、近代経済学的タームで語られるものも出てくる。しかしながら、両派はこれまでにかなりの蓄積をもっている。われわれの本意は、利用しうる限りのものを出来る限り広く利用したいというところにある。

財政学には固有の問題領域と研究方法があるとされてきている。これをどのように突破して自分のものとするかは、各人の能力によるものである。本書においては、各執筆者がその財政学の問題領域のうちの重要とおもわれるものを選択しその解明の方法を模索して一定の成果を得ている。この意味に於いて本書は平板な入門書というよりはむしろ研究的入門書と言うべきであろう。

本書の各章のなかには、独自の結論がありそれらの間には、それぞれ矛盾するところもあるであろうが、この点こそまさに本書の上記のような特色にもと

づくものであろう。われわれは出来る限り共同のディスカッションを行ってきた。しかしながら各章の結論は、この討論にもかかわらず各執筆者の正しいと信ずるところが述べられている。わたくしは各執筆者の内容や結論についてあえて手を加えるのをさし控えた。その正否は、読者の判断にまところが多い。読者は必ずや本書によって財政問題の選択と解明方法について得るところ大なるものがあるとおもう。敢えて監修の辞を述べるとともに本書を推薦するものである。

1979年9月30日

林 榮 夫

はしがき

本書は、財政の基本構造を理論的に解明しようとするものである。なぜこのような財政の基本構造の解明を試みるのか。

現実の財政問題を分析し、適正な解決を考える際に、基本的な財政のとらえ方や考え方を知らずに、いきなり問題にぶつかっても労多くして得るところは少ないからである。そこで本書では、財政の最も基本的な問題だけに的を絞って、理論的に分析し、財政の本質的な理解を深めることを中心にした。

たまたま林榮夫先生（東京都立大学）の研究室で、林先生を中心に先生の門下生が集まり、財政の基本構造についての研究会がもう何年もの間毎週開かれており、年度によって中心となるテーマは若干異なるが、専門的な研究が続けられている。その論議や研究の成果のなかから、専門的にすぎたり、詳細な実証的統計データを伴うものを除き、基礎的なものだけを選んで、本書の内容とすることにした。執筆は、分担執筆の方式をとることとし、各自に分担する問題領域を選んでいただいた。執筆者は、いずれも林先生の門下生で、編者を除き新進気鋭の若い研究者である。

林先生には健康をそこなわれているにもかかわらず、面倒な監修の労をとっていただいた。余分の負担をおかけしたことを申し訳なく思っている。

各章にはそれぞれの執筆者の個性がにじみ出ているが、自由に書いていただいたために各章相互間の連繋が必ずしも円滑でないところがないでもない。あえてそのままにした。同じ林研究室のメンバーが集まって一書を出すのははじめての経験なので、思わぬ不手際もあるかもしれない。それはすべて編者の責任である。大方の叱正をうけたい。

本書はもっと早く完成する予定であった。諸般の事情で予定が大幅に遅れ

た。この間、世界書院に御迷惑をおかけすることになった。にもかかわらず辛抱強く編者等を激励いただき、出版にこぎつけられた世界書院の梅田詔一、廣澤重穂両氏に感謝し、お礼を申し上げる次第である。

1979年9月30日

編 者

目 次

監 修 の 辞

は し が き

第1章 財政学へのプレリュード——————中桐宏文

第1節 財政現象とその性格	3
〔1〕 国民の生活と財政現象	〔1〕 財政現象固有の性質
第2節 財政の存在理由	7
〔1〕 市場の失敗と資源配分の効率化	〔2〕 分配の公正化
〔3〕 経済安定化と成長	〔4〕 政府の社会的保険
第3節 財政学のフレームワーク	13
〔1〕 公共経済学的フレームワークの欠陥	〔2〕 財政学のフ レームワークと財政の構造
第4節 国民経済の循環と財政	17
〔1〕 国民所得と財政	〔2〕 新SNA（新国民経済計算体 系）と財政

第2章 予算と公共的意思決定——————中桐宏文

第1節	予算の制度的機構	31
	〔1〕 予算の意味	〔2〕 予算と法律との異同
	計年度の独立と例外	〔3〕 会
	予算・補正予算・暫定予算	〔4〕 予算の構成と形式
		〔5〕 本
		〔6〕 財政投融资
第2節	予算過程	48
	〔1〕 予算の編成過程	〔2〕 予算の審議・成立過程
	〔3〕 予算の執行過程	〔4〕 決算過程
		〔5〕 予算過程
	の実態における問題点—公共的意思決定過程の歪みの実態と原因	
第3節	社会的選択	60

	〔1〕 多数決制の不合理性	〔2〕 集団消費財の場合の個人の 選択の乖離	〔3〕 投票の取引と少数派の結託	
第4節	政党と官僚の行動			67
	〔1〕 政党の行動と意思決定への干与	〔2〕 官僚制の機能と 役割		
第5節	予算化の理論			71
	〔1〕 増分主義 (incrementalism)	〔2〕 ゼロ・ベース予 算(Zero-Base budgeting)		

第3章 政府活動と経費 森 俊一

第1節	経費の性格		84
	〔1〕 経費の意義	〔2〕 古典派の経費論	〔3〕 ドイツ の伝統的経費論とマルクス学派の経費論
		〔4〕 そのほかの経 費論の展開	
第2節	経費の分類	90	
	〔1〕 経費の分類の必要性	〔2〕 経費の伝統的な分類	
	〔3〕 経済的效果による分類(1)—生産的経費と不生産的経費		
	〔4〕 経済的效果による分類(2)—移転的経費と非移転的経費		
	〔5〕 国民経済計算上の分類	〔6〕 経費と国民所得の関係	
第3節	経費の膨張	97	
	〔1〕 経費膨張への視角	〔2〕 経費膨張の法則—ワグナーの 法則	〔3〕 転位効果仮説
		〔4〕 集中化過程	〔5〕 転位効果仮説の問題点とその評価
第4節	経費と効率(i)—公共財の理論を中心に	104	
	〔1〕 能力説的接近法	〔2〕 利益説的接近法—公共財の最適 供給の条件	〔3〕 公共財の最適供給条件と市場メカニズム
	〔4〕 市場の失敗と公共財の概念	〔5〕 公共財の供給と政治 的意思決定過程	
第5節	経費と効率(ii)—費用・便益分析	116	
	〔1〕 費用・便益分析とその問題点	〔2〕 プロジェクトの便 益と費用	〔3〕 社会的割引率
		〔4〕 効率判定の基準	〔5〕 再分配効果
		〔6〕 費用・便益分析の限界と有用性	

第4章 租税の基礎理論(Ⅰ)—所得税と法人税——長沼進一

第1節 租税国家の経済的基礎	133
〔1〕 資本主義経済における租税	〔2〕 資本の循環過程と所得分配—本源的所得と派生的所得
〔3〕 経済循環と課税の原則	
第2節 課税水準と税収構造の変化	137
〔1〕 租税負担率の変遷	〔2〕 税収構造の変化
〔3〕 主要国の租税負担率・税源配分構造の比較	〔4〕 主要国の税収構造の比較
第3節 租税負担の配分原則	148
〔1〕 アダム・スミスの租税原則	〔2〕 利益説によるアプローチ—リンダールの租税配分原則
〔3〕 リンダールの租税配分原則の意味と限界	〔4〕 能力説によるアプローチ
〔5〕 主観的能力説と累進課税	〔6〕 犠牲説とケインズ体系
第4節 個人所得税と法人税の統合問題	158
〔1〕 統合問題の租税論的意義	〔2〕 シャープ勧告における受取配当控除方式
〔3〕 カーター・リポートにおけるグロスアップ方式	〔4〕 受取配当を基礎にしたグロス・アップ方式
第5節 企業の資本調達と税制	167
〔1〕 所得の資本化現象	〔2〕 利潤の費用化現象
〔3〕 資本コストの規定要因と税制	

第5章 租税の基礎理論(Ⅱ)—消費課税，租税の転嫁と帰着——中桐宏文

第1節 消費課税をめぐる諸問題	181
〔1〕 消費課税の合理性	〔2〕 直接税と間接税
〔3〕 支出税—直接的消費課税	〔4〕 個別消費税，売上税—間接的消費課税
〔5〕 付加価値税	
第2節 租税の転嫁と帰着	199
〔1〕 個別消費税の部分均衡分析	〔2〕 法人税帰着の一般均衡分析

第6章 公債の経済学——長沼進一

第1節 公債の増加と財政構造の変化	218
〔1〕 公債発行の推移 〔2〕 公債発行下の財政構造の変化	
第2節 公債の経済効果	224
〔1〕 ケインズ理論における公債の効果 〔2〕 有効需要効果 と資産効果 〔3〕 クラウディング・アウトの要因	
〔4〕 クラウディング・アウト公債負担	
第3節 公債負担の将来転嫁	237
〔1〕 古典派公債負担論の再検討 〔2〕 新古典派成長モデル と公債の負担 〔3〕 要約	
第4節 公債管理とインフレーション	244
〔1〕 公債償還と流動性・有効需要 〔2〕 公債の増加と流動 性の変化 〔3〕 公債管理の限界	

第7章 財政政策——西野万里

第1節 経済政策の目標と財政政策	255
〔1〕 経済政策の目標 〔2〕 経済政策の手段割当てと財政手 段 〔3〕 ポリシー・ミックス	
第2節 経済成長と財政政策	261
〔1〕 経済成長の意義 〔2〕 経済成長モデル 〔3〕 経 済成長政策 〔4〕 経済成長政策の問題点	
第3節 経済安定と財政政策	271
〔1〕 経済安定の意義 〔2〕 経済安定・不安定のモデル分析 〔3〕 経済安定化政策 〔4〕 経済安定化政策の問題点	
第4節 公共財の供給と財政政策	285
〔1〕 公共財供給の意義 〔2〕 効率的資源配分の基準 〔3〕 公共財供給政策 〔4〕 公共財供給の問題点	
第5節 公平な分配と財政政策	294
〔1〕 公平な分配の意義 〔2〕 分配率決定モデルと分配指標 〔3〕 所得再分配政策 〔4〕 所得再分配政策の問題点	

第8章 地方財政の理論的基礎——森 俊一

第1節	地方政府の機能と地方自治	313
	〔1〕 経済の安定化機能	
	〔2〕 所得や富の再分配機能	
	〔3〕 資源配分機能	
	〔4〕 地方公共サービスの供給と地方自治	
第2節	公共サービスの供給と最適政府レベルの決定	318
	〔1〕 便益の及ぶ地域的範囲	
	〔2〕 規模の経済と最適供給区域	
	〔3〕 最適政府レベルの決定とその現実性	
第3節	地方政府の収入構造—地方税と地方債	322
	〔1〕 地方公共サービスの供給と地方税	
	〔2〕 地方税の原則	
	〔3〕 地方税制と地方自治	
	〔4〕 地方債	
第4節	一般目的補助金—財源調整の理論	333
	〔1〕 財政余剰の均等化	
	〔2〕 財源保障のための一般目的補助金	
	〔3〕 地方公共サービスの効率的供給と財源調整的一般目的補助金	
第5節	条件付き補助金	339
	〔1〕 便益のスピル・オーバーと地方公共サービスの供給水準	
	〔2〕 地方政府間での自発的取引	
	〔3〕 条件付き補助金	
	〔4〕 条件付き補助金の政策的有用性	

索引

第1章 財政学へのプレリュード

第1章 財政学へのプレリユード

第1節 財政現象とその性格

〔1〕 国民の生活と財政現象

われわれの生活は財政と密接に関連していて、切り離すことができない。どのように関連しているのだろうか。われわれの生命や財産は、国防、外交、警察、消防などの公共サービスによって安全がはかられている。国土や河川等は、治山、治水という公共サービスによって保全されている。われわれの権利や義務、債権や債務は、裁判その他法律上の制度によって秩序が維持され、不当な侵害から保護される。子女の教育については、小・中学校をはじめ公的な教育制度によって、公共的な教育サービスをうけることができる。公衆衛生やゴミ処理は、公立の保健所、病院等のサービスや清掃のサービスをうけることができる。交通、郵便、通信などについても、道路、鉄道、電車、バス、地下鉄、郵便制度、電話、電報などの公共サービスを利用することができる。水道や下水道についても公共的なサービスを供給されている。このほか市民会館（公民館）、博物館、図書館、美術館、公園、各種福祉施設など実に多種多様な公共サービスとわれわれの生活は結びついている。生活に困れば生活保護、老人福祉、母子福祉、心身障害者福祉などの制度による金銭やサービスの給付が提供され、失業すれば雇用保険、病気や障害をうければ医療保険による医療の給付、老後は年金保険による年金の給付というように、われわれの生活のどの面をみても必ず大なり小なり財政上の公共サービスが関連している。

これらの公共サービスの供給の面には、郵便、電信電話、国電、公営バス、公営地下鉄、有料道路などのように、料金を支払って公共サービスを利用する

しくみになっているものもあるが、大部分はサービスの対価としての料金をとらずに、無料で国民に供給されている。料金をとる公共サービスの場合でも、料金収入だけでは供給費用をまかなえない場合が多い。このような公共サービスは、主として租税を財源として費用をまかなっている。

われわれの生活と財政との離れがたい結びつきは、とくに租税その他の国民の負担の面に顕著に示される。個人が賃金・給料、事業からの所得、利子・配当など何らかの形で所得を稼得すれば、所得税や住民税がかかり、法人企業が営利活動によって利潤をあげれば法人税や住民税法人税割が課税される。財産を所有しておれば固定資産税、死亡時には相続人に相続税、財産贈与をすれば贈与税がかかる。日常の消費のために財を購入すれば、消費税が課税される。酒、タバコ、砂糖、揮発油、自動車、クーラー・冷蔵庫等の電気製品、楽器、宝石、貴金属、香水、家具、電気、ガス、……等々、ほとんど税のかからないものはない。有価証券取引税、通行税、とん税、不動産取得税など流通にかかっていく税もある。このような租税は納税義務者から強制的に徴収される。嫌だといっても支払わないわけにはいかない。納税義務者でなくなれば課税はされないが、そうするためには、どこか税のない国へ移住するほかないが、地球上に税のない文明国などちょっと見当たらない。外国へ国籍を移しても、外国の課税が待ちうけている。そこでも租税が強制的に徴収されることに変わりはない。脱税は犯罪となるし、差押処分などの強制処分によって納税をしなくても徴収される制度的なしくみができあがっている。

租税のほかにも国民の負担になるものがいくつかある。公共料金、手数料・使用料、受益者負担などである。米価、タバコの価格、塩の価格、社会保険診療費、公立学校授業料、水道料金、国鉄運賃、バス料金、郵便料金、電信・電話料金、私鉄運賃、電気料金、ガス料金、タクシー代など公共部門や公益事業部門の財・サービスを含めて、政府の規制する料金が多数存在する。これらは国民生活において、多かれ少なかれ負担となる。下水道における受益者負担なども負担として国民生活と関連する。このほか、公債の償還費や利払費が将来の租税負担でまかなわれると、場合によっては負担になることもある。

